

久留米市公用車広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、久留米市広告事業実施要綱（平成19年11月1日施行。以下「要綱」という。）の規定に基づき、久留米市公用車（以下「公用車」という。）に対する広告の掲載（以下「広告掲載」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 公用車に掲載する広告物は、久留米市広告事業掲載基準（以下「掲載基準」という。）に掲げる基準に適合しなければならない。

(広告掲載に係る公用車)

第3条 広告掲載を行う公用車、広告掲載の位置、枠数等は、公用車の用途及び運行を妨げない限度において、公用車ごとに市長が定めるものとする。

(広告物の仕様)

第4条 広告物の仕様は次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) ラッピングフィルム、カットティングシート、マグネットシート等のはく離が可能な素材を車体に添付するものであること。
- (2) 車両運行上の支障とならないものであること。
- (3) 広告物の面積等が、別に定める基準を満たしていること。
- (4) 広告の中に「有料広告」の表示をすること。

(広告物の製作、掲載及び撤去)

第5条 公用車に掲載する広告物は、広告主が経費を負担するものとし、広告主は市長の指定する仕様に従って広告物を製作し、掲載し、及び撤去するものとする。

- 2 広告主は、広告掲載及びその撤去を行おうとするときは、公用車の用途及び運行業務に支障が生じないよう市長と協議のうえ、日程、工程等を決定し、市長の指示に従って施工するものとする。
- 3 広告主は、広告物の撤去により、公用車の車体表面、塗装、構造等を毀損したときは、自らが経費を負担して原状回復するものとする。

(広告物の修復)

第6条 公用車に広告物を掲載した後に、公用車の運行に伴う事故等により広告物が毀損し、又は、破損したときは、市長が経費を負担して修復を行うものとする。

- 2 経年に起因する色あせ等の劣化については、広告主が経費を負担して修復を行うものとする。

(屋外広告物の申請等)

第7条 久留米市屋外広告物条例（平成19年久留米市条例第61号）による広告物の許可申請等の手続きは、広告主の責任において行うものとし、その費用は、広告主の負担とする。

(広告主の募集)

第8条 広告掲載を希望する者の募集は、市長が公用車の運行管理状況等を勘案して、その時期、枠数、仕様等を決定のうえ、広報紙又は市のホームページへの掲載その他の方法により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第9条 広告掲載を希望する者は、久留米市公用車広告掲載申込書（第1号様式）により、市長に申し込むものとする。

2 広告掲載を希望する者が法人の場合にあっては、前項の申込書に役員一覧（第1号様式の2）を沿えて申し込むものとする。

(広告掲載の審査及び決定)

第10条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、当該申込者に対し、広告物の内容が分かるデザイン、素材その他審査の可否判断に必要な資料の提出を求めることができる。

2 市長は、広告掲載の決定に当たり、疑義があるときは要綱第11条に規定する審査機関において審査しなければならない。

3 市長は、広告物の内容等が掲載基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、当該申込者に対して広告物の内容等の変更を求めることができる。

4 市長は、審査の結果、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を当該申込者に久留米市公用車広告掲載決定通知書（第2号様式）又は久留米市広告不掲載決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

5 広告掲載の優先順位は、次に掲げる順序による。この場合において、募集した広告の枠数を超える申込みがあった場合で優先順位が上位のものが当該枠数を満たさないときは、その満たさない枠数については、抽選の方法により広告掲載者を決定するものとする。

(1) 国、地方公共団体、公益法人又はこれらに類するものが実施する広告

(2) 本市が出資等を行う企業等が実施する広告

(3) 私企業で市内に事業所等を有するものが実施する広告

(4) 前3号に該当しないものが実施する広告

6 前項の規定にかかわらず、募集した広告の枠数を満たさない申込みがあった場合は、

先着順によるものとする。

(広告掲載内容の承諾)

第11条 広告掲載の決定を受けた者は、久留米市公用車の広告掲載に関する承諾書（第4号様式。以下「承諾書」という。）を市長が指定する期日までに市長に提出し、提出された承諾書をもって契約締結とする。この場合において、契約の締結は随意契約によるものとする。

(広告掲載料)

第12条 広告掲載料は、市長が定める枠につき月1平方センチメートル当たり2円（消費税及び地方消費税を含む。）で算出して得た額とする。ただし、算出金額に100円未満の端数があるときは、その端数を100円単位に切り上げるものとする。

2 前項に規定する広告掲載料の額は、掲載する広告の面積が市長の定める枠の面積を下回っても減額しないこととする。

3 広告主は、広告掲載料は、広告掲載に係る契約の締結後、市長が定める日までに納付するものとする。

(広告掲載の期間)

第13条 広告掲載の期間は、月を単位として、市長が決定した期間とする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は、公用車の運行管理状況等を勘案し、市長が定めるものとする。

(広告物の内容の変更)

第14条 広告主は、既に掲載した広告物について、その内容等を変更することができる。この場合において、月を単位として変更を行わなければならない。

2 前項の規定により変更を希望する広告主は、久留米市公用車広告内容等変更申込書（第5号様式）により市長に申し込み、市長の承認を得なければならない。

3 第10条第1項から第4項までの規定は、前項の規定による市長の承認について準用する。

(広告掲載の停止)

第15条 市長は、業務上の支障その他特に必要と認めるときは、掲載中の広告物を一時撤去し、又は不可視の状態にすることができる。

(広告掲載の決定の取消し)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告掲載料が指定した期日までに納付されないとき。
 - (2) 広告主が書面により辞退を申し出たとき。
 - (3) その他市長が広告掲載に特に支障があると認めるとき。
- 2 広告主は、前項の規定により広告掲載が取り消された場合であって、当該許可に係る広告をすでに掲載しているときは、速やかに当該広告物を撤去しなければならない。

(広告主の責務)

第17条 広告主は、広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを市長に対して保証するものとする。
- 3 広告主は、広告掲載方法のかし等自己の責めに帰すべき事由により、公用車を毀損し、若しくは破損し、又は第三者に損害を与えたときは、誠意をもって損害賠償等を負わなければならない。

(広告掲載料の返還)

第18条 既納の広告掲載料は、返還しない。ただし、市長は、広告主の責めに帰さない事由により広告掲載の決定を取り消したときは、当該広告掲載料を当該広告主に返還することとする。

- 2 市長は、第15条の規定により広告物を一時撤去し、又は不可視の状態にしたときは、その撤去し、又は不可視の状態にした期間につき広告掲載料を返還することができる。この場合において、返還する広告掲載料は日割により計算するものとする。
- 3 前2項の規定により返還する広告掲載料には、利子は付さない。

(広告掲載期間の延長)

第19条 市長は、広告掲載の期間内に広告主の責めに帰さない事由により広告掲載を停止したときは、停止日数に応じ掲載期間を延長する。

- 2 前項の規定にかかわらず、停止日数が5日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(委任)

第20条 この要領に定めのないものほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年12月13日から施行する。

第1号様式（第9条関係）

平成 年 月 日

久留米市公用車広告掲載申込書

久留米市長 あて

久留米市公用車への広告掲載について、次のとおり申し込みます。また、資格確認のために、警察当局へ情報提供することを承諾します。

広 告 掲 載 希 望 者	所在地	〒 ー		
	名 称			
	(フリガナ) 代表者名	(生年月日 年 月 日 性別 男・女)		
	担当者名			
	連絡先	電話番号		
		FAX		
		E-mail		
広告主の概要 (業種等)				
掲載希望期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
掲載希望公用車及び 掲載希望場所				
掲載希望面積	m ² (縦 c m × 横 c m)			
広告掲載媒体の種類				
そ の 他	<p>広告掲載の申込みに当たっては、久留米市広告事業実施要綱、久留米市広告事業掲載基準、久留米市公用車広告掲載取扱要領及び関係法令を遵守します。</p> <p>また、久留米市が市税納付状況調査を行うことに同意します。</p>			

【添付資料】

- (1) 広告の原稿（任意様式）
- (2) 広告掲載位置図（任意様式）
- (3) 企業概要がわかる書類（パンフレットなど）
- (4) 役員名簿（第1号様式の2）※法人の場合

第1号様式の2 (第9条関係)

役員一覧

(法人名)

※該当する性別・年号を丸で囲んでください。

役職名	(ふりがな) 氏名	性別	住所(都道府県名のみ)	生年月日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日

※ 本様式には、法人登記簿謄本(現在事項全部証明書)に記載されている役員全員を記載してください。

第2号様式（第10条関係）

平成 年 月 日

様

久留米市長

印

久留米市公用車広告掲載決定通知書

年 月 日付で申し込まれた久留米市公用車への広告掲載について、次のとおり掲載することと決定したのでお知らせします。

記

広告の内容	
広告掲載面積	m ² （縦 c m × 横 c m）
広告掲載期間	年 月 日 ～ 年 月 日まで
広告掲載料 （納付時期・方法）	円（内訳 ） （※ 年 月 日までに納付書記載の場所で納付をお願いします。）
広告掲載に関する 承諾書提出期限	年 月 日まで（※郵送又は直接ご持参ください。）
特記事項	<p>（1）久留米市公用車広告掲載に関する承諾書（第3号様式）の記載内容について承諾した場合は、承諾書に社印及び代表者印を押印し、収入印紙を貼付のうえ、所定の期限までに担当へ送付してください。なお、承諾書をもって契約書に代えますので、送付する前に必ず「写し」を取るようお願いします。</p> <p>（2）所定の期限までに承諾書の送付、広告掲載料の納入がない場合は、広告を掲載することができません。</p> <p>（3）広告の内容は審査のうえ、修正をお願いする場合があります。</p>

第3号様式（第10条関係）

平成 年 月 日

様

久留米市長

印

久留米市公用車広告不掲載決定通知書

年 月 日付で申し込まれた久留米市公用車への広告掲載について、次のとおり掲載しないことと決定したのでお知らせします。

記

広告の内容	
広告掲載面積	m ² （縦 c m × 横 c m）
広告掲載期間	年 月 日 ～ 年 月 日まで
掲載できない理由	

第4号様式（第11条関係）

平成 年 月 日

（あて先）久留米市長

久留米市公用車の広告掲載に関する承諾書

所在地
名 称
代表者名 印

久留米市公用車への広告掲載について、久留米市公用車広告掲載取扱要領に定める条件及び内容について承諾します。

なお、広告掲載にあたっては、久留米市広告事業実施要綱、久留米市広告事業掲載基準、久留米市公用車広告掲載取扱要領及び関係法令を遵守します。

広告の内容	
広告掲載面積	m ² （縦 c m×横 c m）
広告掲載期間	年 月 日 ～ 年 月 日まで
広告掲載料 （納付時期・方法）	円（内訳 ） （※ 年 月 日までに納付書記載の場所で納付をお願いします。）
承諾書提出期限	年 月 日までに郵送又は直接ご持参ください。
特記事項	

第5号様式（第13条関係）

平成 年 月 日

久留米市公用車広告内容等変更申込書

久留米市長 あて

平成 年 月 日より公用車に掲載している広告物について内容変更したいので、以下のとおり申し込みます。

広告掲載希望者	所在地	〒 —		
	名 称			
	代表者名			
	担当者名			
	連絡先	電話番号		
		FAX		
		E-mail		
業 種				
変更理由				
変更内容				